

本商品は新規のお取扱いを終了しております

「しんきんの絆」復興応援定期積金Ⅱ

平成27年10月1日現在

商品名	「しんきんの絆」復興応援定期積金Ⅱ
商品の主な特長	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は、東日本大震災にかかる被災地において避難生活の長期化等による被災者の心身の不安、日常生活の再建や地域コミュニティ・文化の再生活動を支援するために企画した商品です。本商品を販売する信用金庫の募集総額の0.2%を中央金融機関である信金中央金庫が日本NPOセンターが運営する「東日本大震災現地NPO応援基金」に設置した「しんきんの絆」復興プロジェクトに寄附いたします。 ・ご契約者には、寄附金のご負担はありません。
販売対象	・個人・個人事業主・法人
期間	・5年（60回）
募集契約額	・20億円
取扱期間	平成27年10月1日（木）～平成28年3月31日（木） 但し、募集契約額20億円に達した場合は取扱期間内であっても終了させていただきます。
預入	<ul style="list-style-type: none"> (1) 預入方法 (2) 契約金額 (3) 預入単位
払戻方法	・満期日以後に一括して給付契約金をお支払いします。
利息	<ul style="list-style-type: none"> (1) 適用金利 (2) 給付補填金の支払方法 (3) 計算方法
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優は利用できません。） ※平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 ・法人は総合課税となります。
掛込方法	・当座預金・普通預金・無利息型普通預金口座からの自動振替による受入ができます。 但し、掛込金の一括掛込および先払いのお取扱いはできません。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この定期積金の掛金残高相当額とともにお支払いします。 ①、初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率 ②、初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定利回り×60%（但し、解約日における普通預金利率を下限とする。）
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記「ご意見・ご要望受付窓口」（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>尚、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地区の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間を繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合により遅延利息をいただきます。 ・満期日以降の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補填金が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）